

証券コード 4512
2022年6月6日

招集ご通知

事業報告

計算書類

監査報告

株主総会参考書類

株 主 各 位

東京都中央区日本橋本町二丁目2番2号
わかもと製薬株式会社
代表取締役社長 五十嵐 新

第127回定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、当社第127回定時株主総会を下記により開催いたしますので、ご通知申し上げます。

株主の皆様におかれましては、新型コロナウイルス感染拡大防止の観点から、本株主総会につきましては、極力、書面またはインターネットにより事前の議決権行使をいただき、株主総会当日のご来場をお控えいただくようお願い申し上げます。

お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討くださいますようお願い申し上げます。後述のご案内に従って2022年6月22日（水曜日）午後5時30分までに到着するようご返送くださいますようお願い申し上げます。

敬 具

記

- | | |
|-----------------|---|
| 1. 日 時 | 2022年6月23日（木曜日）午前10時 |
| 2. 場 所 | 東京都千代田区大手町二丁目6番1号
朝日生命大手町ビル24階 大手町サンスカイルーム |
| 3. 目的事項
報告事項 | 第127期（2021年4月1日から2022年3月31日まで）事業報告及び計算書類報告の件 |
| 決議事項
第1号議案 | 定款一部変更の件 |
| 第2号議案 | 取締役（監査等委員である取締役を除く。）4名選任の件 |

以 上

新型コロナウイルス感染拡大防止の関係上、
本年は株主総会にご出席の株主の皆様へのお土産のご用意はございません。
何卒ご理解くださいますようお願い申し上げます。

当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。

ご入場前に検温をさせていただき、37.5度以上の発熱が確認された場合、入場をお断りする場合がございます。

株主総会の運営スタッフは、検温を含め、体調を確認のうえマスク着用で対応をさせていただきます。

なお、事業報告及び計算書類並びに株主総会参考書類に修正が生じた場合には、インターネット上の当社ウェブサイト（アドレス<https://www.wakamoto-pharm.co.jp/>）に掲載させていただきます。



議決権行使についてのご案内

株主総会における議決権は、株主の皆さまの大切な権利です。
後記の株主総会参考書類をご検討のうえ、議決権を行使していただきますようお願い申し上げます。
議決権を行使する方法は、以下の3つの方法がございます。

株主総会にご出席される場合

同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出ください。

日 時

2022年6月23日（木曜日）
午前10時（受付開始：午前9時）

書面（郵送）で議決権を行使される場合

同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示のうえ、ご返送ください。

行使期限

2022年6月22日（水曜日）
午後5時30分到着分まで

インターネットで議決権を行使される場合

次ページの案内に従って、議案の賛否をご入力ください。

行使期限

2022年6月22日（水曜日）
午後5時30分入力完了分まで

議決権行使書用紙のご記入方法のご案内

議決権行使書 株主番号 ○○○○○○ 議決権の数 XX 個

○○○○ 御中

××××年 ×月××日

○○○○○○

1. _____

2. _____

3. _____

4. _____

(印) 投票欄

スマートフォン用議決権行使ウェブサイトをダウンロード
スマートフォンのカメラでQRコードを読み取り、見本画面から投票してください。

○○○○○○○

こちらに議案の賛否をご記入ください。

- 第1号議案**
- 賛成の場合 >> 「賛」の欄に○印
 - 反対する場合 >> 「否」の欄に○印
- 第2号議案**
- 全員賛成の場合 >> 「賛」の欄に○印
 - 全員反対する場合 >> 「否」の欄に○印
 - 一部の候補者を反対する場合 >> 「賛」の欄に○印をし、反対する候補者の番号をご記入ください。

※議決権行使書用紙はイメージです。

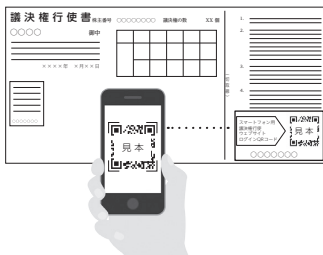
書面（郵送）およびインターネットの両方で議決権行使をされた場合は、インターネットによる議決権行使を有効な議決権行使としてお取り扱いいたします。また、インターネットにより複数回、議決権行使をされた場合は、最後に行われたものを有効な議決権行使としてお取り扱いいたします。

インターネットによる議決権行使のご案内

QRコードを読み取る方法 「スマート行使」

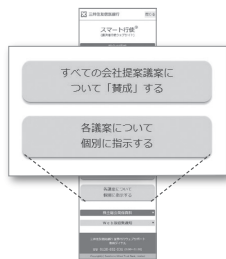
議決権行使コードおよびパスワードを入力することなく議決権行使ウェブサイトへログインすることができます。

- 1 議決権行使書用紙右下に記載のQRコードを読み取ってください。



※「QRコード」は株式会社デンソーウェブの登録商標です。

- 2 以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。



「スマート行使」での議決権行使は1回に限り可能です。

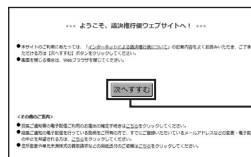
議決権行使後に行使内容を変更する場合は、お手数ですがPC向けサイトへアクセスし、議決権行使書用紙に記載の「議決権行使コード」・「パスワード」を入力してログイン、再度議決権行使をお願いいたします。

※QRコードを再度読み取っていただくと、PC向けサイトへ遷移できます。

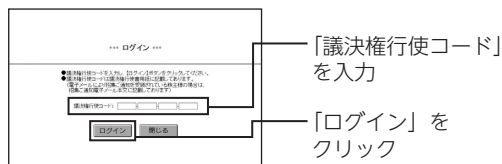
議決権行使コード・パスワードを入力する方法

議決権行使ウェブサイト <https://www.web54.net>

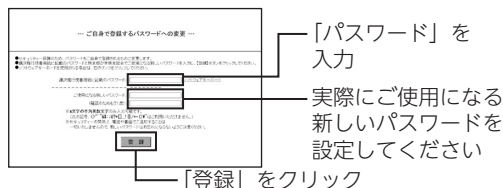
- 1 議決権行使ウェブサイトへアクセスしてください。



- 2 議決権行使書用紙に記載された「議決権行使コード」をご入力ください。



- 3 議決権行使書用紙に記載された「パスワード」をご入力ください。



- 4 以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。

※操作画面はイメージです。

インターネットによる議決権行使でパソコンやスマートフォンの操作方法などがご不明な場合は、右記にお問い合わせください。

三井住友信託銀行 証券代行ウェブサポート 専用ダイヤル
電話番号：0120-652-031 (フリーダイヤル)
(受付時間 9:00~21:00)

(提供書面)

事業報告

(2021年4月1日から
2022年3月31日まで)

1 会社の現況

(1) 事業の状況

① 事業の経過及び成果

当事業年度における日本経済は、新型コロナウイルス感染症拡大の長期化で個人消費の低迷・インバウンド需要の消失等は続いているものの、新型コロナウイルスに対するワクチン接種の普及や緊急事態宣言の解除により、経済活動は徐々に正常化に向かいつつある状況です。しかしながら、オミクロン変異株の感染拡大に加え、ウクライナ情勢等により国内外において先行き不透明な状況にあります。

医薬事業を取り巻く環境は、後発品使用促進策や薬価引下げなどの薬剤費抑制政策が継続的に推し進められ、引き続き厳しい事業環境にあります。

また、ヘルスケア事業を取り巻く環境は、新型コロナウイルスの影響は長期化しているものの国内消費の落ち込みは緩やかに持ち直しの動きがみられつつあります。

そのなかにあって当社の医薬事業では、主力製品である眼科手術補助剤・眼科用副腎皮質ホルモン剤「マキユエイド眼注用40mg」、アレルギー性結膜炎治療剤「ゼペリン点眼液0.1%」、水溶性非ステロイド性抗炎症点眼剤「ジクロード点眼液0.1%」、緑内障・高眼圧症治療剤「リズモンT G点眼液」及び主力製品として育成すべき重要な製品の緑内障・高眼圧症治療剤（特許を持った後発品）「カルテオロール塩酸塩L A点眼液」、業務提携先との共同販促品であるA型ボツリヌス毒素製剤「ボトックス注用」、抗アレルギー点眼剤「エピナスチン塩酸塩点眼液0.05%」、サプリメント「オプティエイド」シリーズ、さらには医薬品原料等の販売促進並びに受託製造販売を行ってまいりました。

ヘルスケア事業では、主力製品である「強力わかもと」に加え、エビデンスに基づき口臭予防を訴求した薬用歯磨き（医薬部外品）「アバンビーズ」シリーズ2製品及び通販事業を主体に「アバンビーズ オーラルタブレット」（乳酸菌含有加工食品）の販売促進を行ってまいりました。

国際事業では、海外向け「わかもと」及び医薬品、原料薬品の製造販売並びにライセンスイン・アウトの活動を行ってまいりました。

その結果、当事業年度の売上高は83億8千3百万円、営業損失1千3百万円（前期は営業損失7億5千4百万円）、経常利益7千2百万円（前期は経常損失6億4百万円）、当期純利益2億3千8百万円（前期は当期純損失6億1百万円）となりました。

事業の状況、厳しい経営環境等を勘案し、誠に遺憾ながら引き続き無配とさせていただきます。株主の皆様には、大変なご迷惑をおかけすることを深くお詫び申し上げます。

セグメント別の売上高の状況につきましては、医薬事業では「マキュエイド眼注用40mg」、「エピナスチン塩酸塩点眼液0.05%」の売上が増加いたしました。また、「ドルモロール配合点眼液」及び長期収載医薬品である「ジクロード点眼液0.1%」、「リズモンT G点眼液」の売上が減少し、また原薬提供停滞に伴う供給停止により「FAD腸溶錠」の売上が減少いたしました。その結果、売上高は51億4千9百万円となりました。なお、収益認識会計基準等の適用により、売上高は5億6千6百万円減少しております。

ヘルスケア事業では、通販事業における「アバンビーズ オーラルタブレット」の売上が減少いたしました。また、主力製品の「強力わかもと」の売上が増加いたしました。その結果、売上高は19億9百万円となりました。なお、収益認識会計基準等の適用により、売上高は3億3千1百万円減少しております。

国際事業では、輸出用原料薬品の売上が減少いたしました。また、海外向け「わかもと」及び輸出用点眼剤の売上が増加いたしました。その結果、売上高は11億6千1百万円となりました。なお、収益認識会計基準等の適用により、売上高は1千3百万円減少しております。

不動産賃貸業の主たる収入はコレド室町関連の賃貸料であります。オフィス賃貸料はテナント入替の影響により減少いたしました。また、商業賃貸料は政府や東京都からのコレド室町への休業要請があったもののその休館期間が前年同期より短かったため増加いたしました。その結果、売上高は1億6千3百万円となりました。

研究開発につきましては、効率化・集中化を図るため組織の一本化とプロジェクト制により、一層のスピードアップに努めてまいりました。

医薬事業では、特徴のある新薬、ニーズのある後発品、サプリメントなどの開発に取り組み、眼科領域を中心とした製品ラインアップの充実に努めました。

また、ヘルスケア事業では、引き続き、特色ある乳酸菌や強力わかもと素材などを用いた製品等、オリジナリティーある製品の開発に取り組み、ヘルスケア製商品の充実に努めました。

- ② 設備投資及び資金調達の状況
当事業年度の設備投資額(工事ベース)は、2億4千1百万円であります。その主なものは、工場設備の更新等であります。また、資金調達について特記すべき事項はありません。
- ③ 事業の譲渡、吸収分割または新設分割の状況
該当事項はありません。
- ④ 他の会社の事業の譲受けの状況
該当事項はありません。
- ⑤ 吸収合併または吸収分割による他の法人等の事業に関する権利義務の承継の状況
該当事項はありません。
- ⑥ 他の会社の株式その他の持分または新株予約権等の取得または処分の状況
該当事項はありません。

(2) 直前3事業年度の財産及び損益の状況

区 分	第124期 (2019年3月)	第125期 (2020年3月)	第126期 (2021年3月)	第127期 (当事業年度) (2022年3月)
売上高(千円)	10,739,976	10,916,899	8,895,838	8,383,145
当期純利益又は当期 純損失(△) (千円)	△181,280	△1,656,539	△601,856	238,543
1株当たり当期純利益 又は1株当たり当期純 損失(△) (円)	△5.22	△47.73	△17.34	6.87
総資産(千円)	17,764,006	15,983,421	14,572,472	14,953,435
純資産(千円)	13,760,978	11,947,087	11,385,570	11,480,803
1株当たり純資産(円)	396.48	344.22	328.04	330.79

(注) 当事業年度の期首から「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号)等を適用しており、当事業年度の売上高については、当該会計基準等を適用した後の数値となっております。

(3) 重要な親会社及び子会社の状況

① 親会社の状況

該当事項はありません。

② 重要な子会社の状況

該当事項はありません。

(4) 対処すべき課題

医薬品業界は薬剤費抑制のなか依然として厳しい状況が続くものと予想されます。当社においても主力点眼剤の後発品への切り替え等により厳しい状況は継続することが予想されますが、中期的には「医療機器」分野に新たに参入し、眼内レンズの導入を通じて医薬品事業とのシナジー効果を期待し、業容拡大に向け取り組んでまいります。また新型コロナウイルス感染症の長期化によるインバウンド需要の低迷も徐々に回復に向かうと思われるものの、なお一層国内愛用者の拡大にも取り組んでまいります。

医薬事業につきましては、眼科領域を中心に医療ニーズにあった新医薬品等の上市及び開発パイプラインの充実と眼科関連製品の全国的な販売活動を行うこと等により相乗効果を上げ、幅広い市場浸透を目指してまいります。

ヘルスケア事業につきましては、消費者のニーズにあった通販製品を上市し、「強力わかもと」「アバンビーズ」をはじめ、当社製品の特長を訴求した店頭啓発で、愛用者の拡大に努めてまいります。

グローバル事業につきましては、当社で培われた乳酸菌製剤技術に基づく製品及び眼科関連製品の海外での浸透に努めてまいります。

また全社的な業務改革を継続的に進め、コストの見直し、製品の高品质・低原価に努めてまいります。

(5) 主要な事業内容（2022年3月31日現在）

- ① 医薬事業：医療用医薬品及び健康食品の製造・販売、
 医薬品原料、中間製品、他製薬会社への製品の製造・販売
- ② ヘルスケア事業：一般用医薬品、医薬部外品及び健康食品の製造・販売
- ③ 国際事業：輸出品の製品の製造・販売、ライセンスイン・アウトの活動
- ④ 不動産賃貸業：不動産賃貸料他

(6) 主要な営業所及び工場（2022年3月31日現在）

本 社：東京都中央区日本橋本町二丁目2番2号
 支 店：札幌支店、仙台支店、関東支店、東京支店
 名古屋支店、大阪支店、広島支店、福岡支店
 工 場：相模大井工場（神奈川県）
 研究所：相模研究所（相模大井工場内）

(7) 従業員の状況（2022年3月31日現在）

従業員数	前期末比	平均年齢	平均勤続年数
300(87)名	6名減	44.4歳	19.1年

(注) 従業員数は就業員数であり、臨時従業員数（嘱託、パートタイマー、派遣社員等）は、年間の平均人員を()外数で記載しております。

(8) 主要な借入先の状況（2022年3月31日現在）

(単位:千円)

借入先	借入金残高
株式会社みずほ銀行	100,000
合 計	100,000

(9) その他会社の現況に関する重要な事項

該当事項はありません。

2 株式の状況 (2022年3月31日現在)

- | | |
|----------------|--------------|
| (1) 発行可能株式総数 | 120,000,000株 |
| (2) 発行済株式の総数 | 34,838,325株 |
| (3) 株主数 | 7,364名 |
| (4) 大株主(上位10名) | |

株主名	持株数 (千株)	持株比率(%)
キッセイ薬品工業株式会社	3,778	10.88
株式会社プレストシーブ	2,500	7.20
日本マスタートラスト信託銀行株式会社 (信託口)	2,489	7.17
わかもと製薬取引先持株会	1,791	5.16
朝日生命保険相互会社	1,720	4.95
株式会社千葉銀行	1,322	3.81
日本ゼトック株式会社	1,201	3.46
アクサ生命保険株式会社	1,128	3.25
ロート製薬株式会社	1,105	3.18
株式会社みずほ銀行	1,093	3.14
計	18,129	52.23

(注) 持株比率は自己株式 (131,077株) を控除して計算しております。

3 新株予約権等の状況

- (1) 当事業年度の末日において当社役員が保有している職務執行の対価として交付された新株予約権の状況
該当事項はありません。
- (2) 当事業年度中に職務執行の対価として使用人等に対し交付した新株予約権の状況
該当事項はありません。

4 会社役員 の 状況

(1) 取締役の状況 (2022年3月31日現在)

会社における地位	氏名	担当および重要な兼職の状況
取締役最高顧問	神谷 信行	
代表取締役社長	小島 範久	内部監査室、広報室、秘書室、お客様相談室担当
専務取締役	五十嵐 新	管理本部長、総務部、経理部、法務部担当
取締役	佐藤 公彦	経営企画室長、人事部長、情報システム部担当
取締役(常勤監査等委員)	平田 晴久	
取締役(監査等委員)	渡邊 俊夫	もりやま会計事務所(税理士) 株式会社ティービーエスネクスト 社外取締役
取締役(監査等委員)	恵島 克芳	株式会社日本ハウスホールディングス 社外取締役

- (注) 1. 取締役(監査等委員)渡邊俊夫氏及び取締役(監査等委員)恵島克芳氏は、社外取締役であります。
2. 2022年4月1日付けで代表取締役社長は、小島範久氏から五十嵐新氏に交代しております。
3. 内部監査部門等との連携を通じて、監査の実効性を高め、監査・監督機能を強化するために、平田晴久氏を常勤の監査等委員として選定しております。
4. 当社と各監査等委員の間では、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。
当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は100万円または法令が定める額のいずれか高い額としております。
5. 当社は、役員等を被保険者とする会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しております。被保険者は保険料を負担しておりません。当該保険契約は、被保険者がその職務の執行に関し負う責任及び当該責任追及を受けることにより生じることのある損害を填補することとしております。ただし、被保険者の職務の執行の適正性が損なわれないようにするため、法令違反の行為であることを認識して行った行為に起因して生じた損害は補填の対象としないこととしております。
6. 当社は、取締役(監査等委員)渡邊俊夫氏及び取締役(監査等委員)恵島克芳氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。
7. 取締役(監査等委員)渡邊俊夫氏は、税理士の資格を有しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有するものであります。

(2) 取締役の報酬等

役員報酬等の内容の決定に関する方針等

当社は、取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針を決議しており、基本方針を以下のとおり定めています。

当社の取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬は、企業価値の持続的な向上を図るインセンティブとして十分に機能するよう株主利益と連動した報酬体系とし、個々の取締役の報酬の決定に際しては各職責を踏まえた適正な水準とすることを基本方針とする。

具体的には、取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬は、固定報酬としての基本報酬、業績連動報酬としての賞与により構成する。

監査等委員である取締役については、その職務に鑑み、職務内容を踏まえた基本報酬のみを支払うこととする。

a. 基本報酬に関する方針

当社の取締役の基本報酬は、月例の固定報酬とし、役位、職務内容、職責に応じて他社水準、当社の業績、従業員給与の水準をも考慮しながら、総合的に勘案して決定するものとする。

b. 業績連動報酬等に関する方針

業績連動報酬等は、事業年度ごとの業績向上に対する意識を高めるため業績指標（KPI）を反映した現金報酬とし、各事業年度の最終利益および各取締役の貢献度に応じて算出された額を賞与として毎年、一定の時期に支給する。

c. 非金銭報酬等に関する方針

該当事項はありません。

d. 報酬等の割合に関する方針

現時点では、取締役の報酬等の種類ごとの比率は設定しないこととする。

e. 取締役の個人別の報酬等の決定に係る委任に関する事項

個人別の報酬額については取締役会決議にもとづき、代表取締役社長五十嵐新がその具体的内容について委任をうけるものとし、その権限の内容は、各取締役の基本報酬の額および各取締役の担当事業の業績を踏まえた賞与の評価配分とする。

取締役会は、当該権限が代表取締役社長によって適切に行使されるよう、指名報酬委員会に原案を諮問し答申を得るものとし、上記の委任をうけた代表取締役社長は、当該答申の内容に従って決定をしなければならないこととする。

f. 当事業年度に係る取締役の個人別の報酬等の内容が決定方針に沿うものであると取締役会が判断した理由

取締役の個人別の報酬等の内容の決定にあたっては、指名報酬委員会が原案について決定方針との整合性を含め総合的に検討をおこなっており、取締役会としてもその答申内容を尊重し、決定方針に沿うものであると判断しております。

(3) 取締役の報酬等の額

区 分	報酬等の総額 (千円)	報酬等の種類別の総額 (千円)			対象となる 役員の員数 (名)
		基本報酬	業績連動 報酬等	非金銭 報酬等	
取締役 (監査等委員を除く)	78,662	78,662	-	-	4
(うち社外取締役)	(-)	(-)	(-)	(-)	(-)
取締役 (監査等委員)	19,920	19,920	-	-	3
(うち社外取締役)	(7,920)	(7,920)	(-)	(-)	(2)
合 計	98,582	98,582	-	-	7
(うち社外取締役)	(7,920)	(7,920)	(-)	(-)	(2)

- (注) 1. 取締役 (監査等委員を除く) の報酬等の総額には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まれておりません。
2. 取締役 (監査等委員を除く) の報酬限度額は、2017年6月23日開催の第122回定時株主総会において、年額180百万円以内 (ただし、使用人分給与は含まない。) と決議しております。当該株主総会終結時点の取締役 (監査等委員を除く) の員数は、4名です。
3. 取締役 (監査等委員) の報酬限度額は、2017年6月23日開催の第122回定時株主総会において、年額36百万円以内と決議しております。当該株主総会終結時点の取締役 (監査等委員) の員数は、3名です。

(4) 社外役員に関する事項

① 他の法人等の重要な兼職の状況及び当社と当該他の法人等との関係

- ・ 渡邊俊夫氏は、もりやま会計事務所税理士及び株式会社ティーブイエスネクストの社外取締役であります。当社と兼職先の間には特別の関係はありません。
- ・ 恵島克芳氏は、株式会社日本ハウスホールディングスの社外取締役であります。当社と兼職先の間には特別の関係はありません。

② 当事業年度における主な活動状況及び社外取締役に期待される役割に対する活動について

・ 取締役（監査等委員） 渡邊俊夫

当事業年度に開催された取締役会 17 回すべてに出席いたしました。

税理士としての豊富な経験と専門知識を活かし、当社の経営全般に関して適宜指摘・助言を行っております。

なお、当事業年度において開催された監査等委員会 13 回すべてに出席し監査結果についての意見交換等適宜、必要な発言を行っております。

また、指名報酬委員会委員長として、指名・報酬の決定プロセスに客観的視点で審議し、主導的役割を果たしております。

・ 取締役（監査等委員） 恵島克芳

当事業年度に開催された取締役会 17 回すべてに出席いたしました。

会社経営に携わった豊富な経験・知識を活かし、当社の経営全般に関して適宜指摘・助言を行っております。

なお、当事業年度において開催された監査等委員会 13 回すべてに出席し監査結果についての意見交換等適宜、必要な発言を行っております。

また、指名報酬委員会委員として、指名・報酬の決定プロセスに経営的視点で審議し、主導的役割を果たしております。

5 会計監査人の状況

(1) 名称 仰星監査法人

(2) 報酬等の額

- | | |
|----------------------------------|----------|
| ① 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額 | 19,900千円 |
| ② 当社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額 | 19,900千円 |

(注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。

2. 取締役が決定した会計監査人の報酬等の額について、監査等委員会が同意した理由は、会計監査人との監査契約の内容に照らして、監査計画の適切性、報酬単価の妥当性及び報酬見積りの算出根拠等を総合的に検討した結果、当該報酬等の額は相当であると判断したためであります。

(3) 会計監査人の解任または不再任の決定の方針

当社監査等委員会は、会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査等委員全員の同意に基づき、会計監査人を解任いたします。

(4) 責任限定契約の内容の概要

当社定款においては、会計監査人の会社法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結することができる旨を定めておりますが、現時点では会計監査人との間で責任限定契約を締結しておりません。

6 業務の適正を確保するための体制及び当該体制の運用状況

(1) 業務の適正を確保するための体制についての決定内容の概要

当社は取締役会において上記の体制について、次のとおり決議いたしました。

① 当社の取締役及び使用人の職務執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

取締役及び使用人が、すべての法律、行動規範及び当社定款を遵守し、高い倫理観をもって行動するために、わかもと製薬行動憲章を制定し、実践指針としてコンプライアンス・プログラム規程を定めて、全社的なコンプライアンス体制を構築する。また、相談・連絡制度を設け、内部通報体制を整備する。

相談・連絡制度は、通報した者が通報を理由に不利益な取扱いを受けることがないことをその内容に含むものとする。

コンプライアンス担当役員を統括責任者とするコンプライアンス委員会を設置し、組織横断的にコンプライアンスの推進、教育研修を行う。

内部監査部門として、社長直轄の内部監査室を置き、各業務部門における内部統制状況の監査を行う。

② 当社の取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

取締役の職務執行に係る情報を含む経営情報については、文書または電磁的媒体（以下、文書等という）に記録し、機密情報等取扱管理規程に則り適正な保存及び管理を行う。また、情報システムにおける情報管理は情報セキュリティポリシー基本方針に基づいて整備する。

取締役は、これらの文書等を閲覧できるものとする。

③ 当社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制

事業を取り巻くリスクに対応するため、リスク管理基本規程を定め、社長を委員長とするリスク管理委員会を設置し、リスク状況の監視及び軽減を行う。

各部門においては、業務執行上想定されるリスクについて、それぞれ社内規程・対応マニュアル等に基づきリスク対応の体制を整備する。

④ 当社の取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

取締役会及び経営会議を定期的開催し、経営の執行方針、経営に関する重要事項を決定し、業務執行状況を監督する。

取締役会規程、職務権限規程、業務分掌規程等の社内規程を整備し、取締役の職務の執行が適正かつ効率的に行われる体制を構築する。また、電子決裁システムの導入等により意思決定の迅速化を行う。

⑤ 当社及びその子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制
当社においては、子会社が存在しないため該当事項はありません。

⑥ 当社の監査等委員会の職務を補助すべき取締役及び使用人に関する事項、当該取締役及び使用人の取締役（監査等委員である取締役を除く。）からの独立性に関する事項

監査等委員会がその職務を補助すべき取締役及び使用人を置くことを求めた場合には、当該取締役及び使用人を配置する。

当該取締役及び使用人を配置した場合には、取締役（監査等委員である取締役を除く。）からの独立性を確保した体制とする。

当該取締役及び使用人は当社の就業規則等に従うが、当該取締役及び使用人の指揮命令権は監査等委員会に属するものとし、異動・処遇（人事評価を含む）・懲戒等の人事事項については監査等委員会と事前協議のうえ実施するものとする。

⑦ 当社の取締役（監査等委員である取締役を除く。）及び使用人が監査等委員会に報告をするための体制

取締役（監査等委員である取締役を除く。）及び使用人は、監査等委員会に対して法定の事項に加え、当社に重大な影響を及ぼすおそれのある事実を発見した時はその事実を報告する。なお、監査等委員会へ報告した者が、当該報告を行ったことを理由として不利益な取扱いを受けることがないようとする。

内部通報体制においては、監査等委員会も直接の窓口とする。

監査等委員会は職務遂行上必要と判断した事項に関し、取締役（監査等委員である取締役を除く。）及び使用人に対して、報告及び資料の提出を求めることが出来る。

⑧ その他監査等委員会の監査が実効的に行われることを確保するための体制

監査等委員会は、代表取締役及び取締役（監査等委員である取締役を除く。）と定期的に会合を持ち、経営方針の確認や監査上の重要事項について意見交換を行う。

監査等委員会は、会計監査人と定期的に会合を持ち、会計監査が実効的に行われているか意見交換を行う。

当社は、監査等委員がその職務の執行（監査等委員会の職務の執行に関するものに限る）について、当社に対し費用の前払い等の請求をしたときは、担当部署において審議の上、当該請求に係る費用または債務が当該監査等委員の職務の執行に必要でないと認められた場合を除き、速やかに当該費用または債務を処理するものとする。

(2) 業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

当社は、上記の業務の適正を確保するための体制について、取締役会において決議された「内部統制基本方針」に基づき、当社の内部統制システムを整備運用しております。

また、コンプライアンス委員会及びリスク管理委員会を開催し、取締役会に報告を行っております。

内部監査につきましては、内部監査規程に基づいて実施しております。

7 会社の支配に関する基本方針

現時点では定めておりません。

貸借対照表 (2022年3月31日)

(単位：千円)

資 産 の 部		負 債 の 部	
科 目	金 額	科 目	金 額
流 動 資 産	8,608,125	流 動 負 債	2,008,818
現 金 及 び 預 金	3,231,889	支 払 手 形	298,682
売 掛 金	2,664,597	買 掛 金	801,946
商 品	201,353	短 期 借 入 金	100,000
製 品	1,048,956	未 払 金	51,025
原 材 料	601,342	未 払 費 用	506,245
仕 掛 品	399,358	未 払 法 人 税 等	48,429
前 払 費 用	82,150	預 り 金	13,465
前 渡 金	39,279	前 受 金	26,087
未 収 入 金	143,328	賞 与 引 当 金	114,300
未 収 還 付 法 人 税 等	3,305	短 期 リ ー ス 債 務	1,059
そ の 他	192,563	そ の 他	47,574
固 定 資 産	6,345,310	固 定 負 債	1,463,813
有 形 固 定 資 産	3,297,478	退 職 給 付 引 当 金	1,085,141
建 物	2,662,272	長 期 リ ー ス 債 務	1,589
構 築 物	24,457	長 期 預 り 金	171,633
機 械 装 置	395,239	繰 延 税 金 負 債	205,448
車 両 運 搬 具	6,210	負 債 合 計	3,472,632
工 具 器 具 備 品	95,351	純 資 産 の 部	
土 地	82,947	株 主 資 本	10,603,651
建 設 仮 勘 定	31,000	資 本 剰 余 金	3,395,887
無 形 固 定 資 産	196,051	資 本 準 備 金	2,675,828
ソ フ ト ウ エ ア	190,211	そ の 他 資 本 剰 余 金	2
ソ フ ト ウ エ ア 仮 勘 定	2,160	利 益 剰 余 金	4,568,208
そ の 他	3,680	利 益 準 備 金	476,536
投 資 そ の 他 の 資 産	2,851,779	そ の 他 利 益 剰 余 金	4,091,672
投 資 有 価 証 券	2,066,342	別 途 積 立 金	3,953,000
保 険 積 立 金	472,656	繰 越 利 益 剰 余 金	138,672
長 期 前 払 費 用	51,459	自 己 株 式	△36,273
修 繕 積 立 金	50,896	評 価 ・ 換 算 差 額 等	877,152
そ の 他	247,529	そ の 他 有 価 証 券 評 価 差 額 金	877,152
貸 倒 引 当 金	△37,103	純 資 産 合 計	11,480,803
資 産 合 計	14,953,435	負 債 及 び 純 資 産 合 計	14,953,435

招 集 ご 通 知

事 業 報 告

計 算 書 類

監 査 報 告

株 主 総 会 参 考 書 類

損益計算書 (2021年4月1日から 2022年3月31日まで)

(単位：千円)

科 目	金 額
売 上 高	8,383,145
売 上 原 価	4,027,250
売 上 総 利 益	4,355,895
販 売 費 及 び 一 般 管 理 費	4,369,281
営 業 損 失	△13,386
営 業 外 収 益	105,570
受 取 利 息 ・ 配 当 金	44,919
雑 収 益	60,650
営 業 外 費 用	19,925
支 払 利 息	575
雑 損 失	19,349
経 常 利 益	72,259
特 別 利 益	212,989
投 資 有 価 証 券 売 却 益	212,989
特 別 損 失	390
固 定 資 産 除 却 損	390
税 引 前 当 期 純 利 益	284,858
法 人 税 、 住 民 税 及 び 事 業 税	22,619
法 人 税 等 調 整 額	23,694
当 期 純 利 益	238,543

株主資本等変動計算書

(2021年4月1日から
2022年3月31日まで)

(単位：千円)

	株 主 資 本							
	資 本 金	資 本 剰 余 金			利 益 剰 余 金			
		資本準備金	その他資本 剰余金	資本剰余金 合 計	利益準備金	その他利益剰余金		利益剰余金 合 計
					別途 積立金	繰越利益 剰余金		
当 期 首 残 高	3,395,887	2,675,826	2	2,675,828	476,536	3,953,000	△91,821	4,337,714
会計方針の変更による累積的影響額							△8,049	△8,049
遡 及 処 理 後 当 期 首 残 高	3,395,887	2,675,826	2	2,675,828	476,536	3,953,000	△99,871	4,329,665
当 期 変 動 額								
剰余金の配当							-	-
当 期 純 利 益							238,543	238,543
自己株式の取得								
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）								
当期変動額合計	-	-	-	-	-	-	238,543	238,543
当 期 末 残 高	3,395,887	2,675,826	2	2,675,828	476,536	3,953,000	138,672	4,568,208

	株 主 資 本		評 価 ・ 換 算 差 額 等		純資産合計
	自 己 株 式	株主資本合計	その他有価証券 評価差額金	評 価 ・ 換 算 差 額 等 合 計	
当 期 首 残 高	△36,211	10,373,219	1,012,351	1,012,351	11,385,570
会計方針の変更による累積的影響額		△8,049			△8,049
遡 及 処 理 後 当 期 首 残 高	△36,211	10,365,169	1,012,351	1,012,351	11,377,521
当 期 変 動 額					
剰余金の配当		-			-
当 期 純 利 益		238,543			238,543
自己株式の取得	△62	△62			△62
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）			△135,199	△135,199	△135,199
当期変動額合計	△62	238,481	△135,199	△135,199	103,282
当 期 末 残 高	△36,273	10,603,651	877,152	877,152	11,480,803

招集通知

事業報告

計算書類

監査報告

株主総会参考書類

個別注記表

(1) 重要な会計方針に係る事項

① 資産の評価基準及び評価方法

イ. 有価証券

その他有価証券

市場価格のない株式等以外のもの 時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）

市場価格のない株式等 移動平均法による原価法

ロ. 棚卸資産

製品、商品

総平均法による原価法（貸借対照表価額については収益性の低下に基づく簿価切下げの方法）

仕掛品、原材料

移動平均法による原価法（貸借対照表価額については収益性の低下に基づく簿価切下げの方法）

② 固定資産の減価償却の方法

イ. 有形固定資産

（リース資産を除く）

定額法

主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物 15～50年

機械装置 8年

ロ. 無形固定資産

（リース資産を除く）

定額法

ただし、自社利用のソフトウェアについては、見込利用期間（5年）によっております。

ハ. リース資産

定額法

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。

③ 引当金の計上基準

イ. 貸倒引当金

債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

ロ. 賞与引当金

従業員賞与の支出に備えるため、支給見込額に基づく当期負担額を計上しております。

ハ. 退職給付引当金

従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務の見込額に基づき計上しております。退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当事業年度末までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっております。数理計算上の差異は、各事業年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間による定額法により

按分した額をそれぞれ発生の翌事業年度から費用処理することとして
おります。

④ 収益及び費用の計上基準

当社は、主に医薬品業界において医薬品の製造販売を主な事業とし、これらの製品及び商品の販売については引渡時点において顧客が製品及び商品に対する支配を獲得し、履行義務が充足されると判断していることから製品及び商品の引渡時点で収益を認識しております。

また、収益は顧客との契約において約束された対価から返品、値引き及び割戻し等を控除した金額で測定しております。なお、商品の販売のうち、当社が代理人に該当すると判断したものについては、他の当事者が提供する商品と交換に受け取る額から当該他の事業者を支払う額を控除した純額を収益として認識しております。

顧客に返金すると見込んでいる対価は、主として返金負債として計上しております。契約条件や過去の実績等に基づいて当該返金負債を見積もっております。

取引の対価は履行義務を充足してから1年以内に受領しており、重要な金融要素は含まれておりません。

(2) 会計方針の変更に関する注記

(収益認識に関する会計基準等の適用)

「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号 2020年3月31日。以下、「収益認識会計基準」という。)等を当事業年度の期首から適用し、約束した財又はサービスの支配が顧客に移転した時点で、当該財又はサービスと交換に受け取ると見込まれる金額で収益を認識することといたしました。

これにより、従来は販売費及び一般管理費に計上しておりました販売促進費の一部を売上高から減額しております。また、医薬事業に係る収益の一部について、従来は総額で収益を認識しておりましたが、顧客への財又はサービスの提供における役割(本人又は代理人)を判断した結果、純額で収益を認識する方法に変更しております。

返品権付き販売について、従来売上総利益相当に基づき返品調整引当金を計上しておりましたが、返品されると見込まれる商品又は製品についての売上高及び売上原価相当額を認識しない方法に変更し、返金負債を流動負債の「その他」、返品資産を流動資産の「その他」にそれぞれ含めて表示しております。

収益認識会計基準等の適用については、収益認識会計基準第84項ただし書きに定める経過的な取扱いに従っており、当事業年度の期首より前に新たな会計方針を遡及適用した場合の累積的影響額を、当事業年度の期首の利益剰余金に加減し、当該期首残高から新たな会計方針を適用しております。ただし、収益認識会計基準第86項に定める方法を適用し、当事業年度の期首より前までに従前の取扱いに従ってほとんどすべての収益の額を認識した契約に、新たな会計方針を遡及適用しておりません。

この結果、当事業年度の売上高は911,853千円、売上原価は121,464千円、販売費及び一般管理費は794,257千円それぞれ減少しており、営業損失は3,867千円減少し、経常利益及び税引前当期純利益はそれぞれ3,867千円増加しております。また、利益剰余金の当期首残高は8,049千円減少しております。

当事業年度の期首の純資産に累積的影響額が反映されたことにより、株主資本等変動計算書の繰越利益剰余金の期首残高は8,049千円減少しております。

(時価の算定に関する会計基準等の適用)

「時価の算定に関する会計基準」(企業会計基準第30号 2019年7月4日。以下、「時価算定会計基準」という。)等を当事業年度の期首から適用し、時価算定会計基準第19項及び「金融商品に関する会計基準」(企業会計基準第10号 2019年7月4日)第44-2項に定める経過的な取扱いに従って、時価算定会計基準等が定める新たな会計方針を将来にわたって適用することとしております。なお、これによる計算書類に与える影響はありません。

(3) 会計上の見積りに関する注記

会計上の見積りは、計算書類作成時に入手可能な情報に基づいて合理的な金額を算出しております。当事業年度の計算書類に計上した金額が会計上の見積りによるもののうち、翌事業年度の計算書類に重要な影響を及ぼすリスクがある項目は以下の通りです。

(固定資産の減損損失の認識の要否)

① 当事業年度の計算書類に計上した金額

固定資産の収益性低下等により減損の兆候があると判断し、減損損失の認識の要否について検討を行ったヘルスケア事業の資産グループ(帳簿価額合計325,234千円)及び共用資産(帳簿価額合計1,713,860千円)について、事業計画に基づく割引前将来キャッシュ・フローの総額が資産グループの固定資産の帳簿価額を超えると判断したため、減損損失は計上していません。

② 会計上の見積りの内容について計算書類の理解に資するその他の情報

当社は、原則として報告セグメントを基準として資産のグルーピングを行っております。

固定資産の時価下落や収益性低下等により減損の兆候があると認められる場合には、資産グループから得られる割引前将来キャッシュ・フローの総額と帳簿価額を比較することによって、減損損失の認識の要否を判定します。判定の結果、割引前将来キャッシュ・フローの総額が帳簿価額を下回り減損損失の認識が必要とされた場合、帳簿価額を回収可能価額(正味売却価額または使用価値のいずれか高い価額)まで減額し、当該帳簿価額の減少額は減損損失として認識します。

当該資産グループから得られる将来キャッシュ・フローの見積りは、中期経営計画を基に、経営環境等の外部情報や、内部情報等を総合的に勘案し、各資産グループの現在の使用状況や合理的な使用計画等を考慮して算出しておりますが、当該主要な仮定の不確実性は否めないため、将来の経済状況の変化等により将来キャッシュ・フローの見積りに重要な影響を及ぼす可能性があります。

(4) 貸借対照表に関する注記

- ① 有形固定資産の減価償却累計額 14,372,079 千円
- ② 担保に供している資産
 投資有価証券 1,624,657 千円
 当事業年度より取引銀行1行と当座貸越契約 900,000 千円の借入枠を締結し、担保設定をしております。
 なお、当事業年度末において、当座貸越契約による借入れは実行されておられません。
- ③ 売掛金のうち、顧客との契約から生じた債権の金額 2,652,539 千円
- ④ 前受金のうち、契約負債の金額 25,808千円

(5) 損益計算書に関する注記

- ① 一般管理費に含まれる研究開発費の総額 593,958 千円
- ② 売上高のうち、顧客との契約から生じる収益の額 8,219,968 千円

(6) 株主資本等変動計算書に関する注記

① 発行済株式の総数に関する事項

株式の種類	当事業年度期首の株式数(千株)	当事業年度増加株式数(千株)	当事業年度減少株式数(千株)	当事業年度末の株式数(千株)
普通株式	34,838	-	-	34,838

② 自己株式の数に関する事項

株式の種類	当事業年度期首の株式数(千株)	当事業年度増加株式数(千株)	当事業年度減少株式数(千株)	当事業年度末の株式数(千株)
普通株式	130	1	-	131

(注) 増加数の内訳は次のとおりであります。

単元未満株式の買取りによる増加 1千株

(7) 税効果会計に関する注記

繰延税金資産及び繰延税金負債の主な原因別の内訳

イ. 繰延税金資産

税務上の繰越欠損金	591,646千円
賞与引当金	34,998千円
未払事業税	9,251千円
退職給付引当金	332,270千円
その他	180,803千円
小計	<u>1,148,970千円</u>
税務上の繰越欠損金に係る評価性引当額	△567,806千円
評価性引当額	<u>△478,218千円</u>
評価性引当額小計	△1,046,025千円
繰延税金資産合計	102,944千円

ロ. 繰延税金負債

その他有価証券評価差額金	△305,716千円
その他	<u>△2,676千円</u>
繰延税金負債合計	<u>△308,393千円</u>
繰延税金負債の純額	<u>△205,448千円</u>

(8) 金融商品に関する注記

1.金融商品の状況に関する事項

当社は、資金運用については短期的な預金等に限定し、銀行等金融機関からの借入により資金を調達しております。

売掛金に係る顧客の信用リスクは、与信管理に係る規定に沿ってリスク低減を図っております。また、投資有価証券は主として株式であり、上場株式については四半期ごとに時価の把握を行っております。借入金の用途は運転資金（短期）及び設備投資資金等（長期）であります。

2.金融商品の時価等に関する事項

2022年3月31日（当期の決算日）における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。また、現金及び預金、売掛金、支払手形、買掛金、未払費用、短期借入金等は短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似することから、注記を省略しております。なお、市場価格のない株式等（貸借対照表計上額9,447千円）は、「投資有価証券」には含めておりません。

(単位：千円)

	貸借対照表計上額(*)	時価(*)	差額
投資有価証券	2,056,894	2,056,894	－
資産計	2,056,894	2,056,894	－
長期預り金	(171,633)	(166,957)	△4,676
負債計	(171,633)	(166,957)	△4,676

(*)負債に計上されているものについては、()で示しております。

3.金融商品の時価の適切な区分ごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に用いたインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の3つのレベルに分類しております。

レベル1の時価：観察可能な時価算定に係るインプットのうち、活発な市場において形成される当該時価の算定対象となる資産又は負債に関する相場価格により算定した時価

レベル2の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、レベル1のインプット以外の時価の算定に係るインプットを用いて算定した時価

レベル3の時価：観察できない時価の算定に係るインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

①時価をもって貸借対照表計上額とする金融資産および金融負債

(単位：千円)

区分	時 価			合計
	レベル1	レベル2	レベル3	
投資有価証券	2,056,894	－	－	2,056,894

②時価をもって貸借対照表計上額としない金融資産および金融負債

(単位：千円)

区分	時 価			合計
	レベル1	レベル2	レベル3	
長期預り金	－	166,957	－	166,957

投資有価証券

上場株式は相場価格を用いて評価しております。上場株式は活発な市場で取引されているため、その時価をレベル1の時価に分類しております。

長期預り金

長期預り金の時価は、残存預り期間及び信用リスクを加味した利率で割り引いた現在価値により算定しており、レベル2の時価に分類しております。

(9) 賃貸等不動産に関する注記

① 賃貸等不動産の状況に関する事項

当社では、東京都その他の地域において、賃貸オフィスビル、賃貸商業施設及び賃貸住宅（土地を含む）を有しております。

② 賃貸等不動産の時価等に関する事項

(単位：千円)

貸借対照表計上額	時価
688,342	3,946,737

(10) 収益認識に関する注記

① 顧客との契約から生じる収益を分解した情報

(単位：千円)

	報告セグメント					合計
	医薬事業	ヘルスケア事業	国際事業	不動産賃貸業	計	
神経系及び感覚器用薬	4,196,956	45,636	218,182	－	4,460,775	4,460,775
消化器用薬	144,536	1,239,003	943,317	－	2,326,858	2,326,858
トイレタリー製品 健康食品等	269,327	624,665	－	－	893,993	893,993
その他	538,341	－	－	－	538,341	538,341
顧客との契約から生じる収益	5,149,162	1,909,305	1,161,500	－	8,219,968	8,219,968
その他の収益	－	－	－	163,176	163,176	163,176
外部顧客への売上高	5,149,162	1,909,305	1,161,500	163,176	8,383,145	8,383,145

- ② 顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報
 「(1) 重要な会計方針に係る事項」 「④ 収益及び費用の計上基準」に記載のとおりであります。

- ③ 当事業年度及び翌事業年度以降の収益の金額を理解するための情報

- 1) 顧客との契約から生じた債権及び契約負債は以下のとおりであります。

	期首残高	期末残高
顧客との契約から生じた債権	2,588,759 千円	2,652,539 千円
契約負債	- 千円	25,808 千円

- 2) 残存履行義務に配分した取引価格

当社では、当初に予想される契約期間が1年を超える取引がないため、実務上の便法を適用し、残存履行義務に関する情報の記載を省略しております。

- (1) 1株当たり情報に関する注記

- | | |
|--------------|---------|
| ① 1株当たり純資産額 | 330円79銭 |
| ② 1株当たり当期純利益 | 6円87銭 |

- (12) 重要な後発事象に関する注記

該当事項はありません。

- (13) その他の注記

該当事項はありません。

計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

2022年5月13日

わかもと製薬株式会社
取締役会 御中

仰星監査法人
東京事務所
指 定 社 員 公認会計士 野 口 哲 生
業 務 執 行 社 員
指 定 社 員 公認会計士 山 根 玄 生
業 務 執 行 社 員

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、わかもと製薬株式会社の2021年4月1日から2022年3月31日までの第127期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査等委員会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

計算書類等に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業的前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業的前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業的前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

監査等委員会の監査報告

監 査 報 告 書

当監査等委員会は、2021年4月1日から2022年3月31日までの第127期事業年度における取締役の職務の執行について監査いたしました。その方法及び結果につき以下のとおり報告いたします。

1. 監査の方法及びその内容

監査等委員会は、会社法第399条の13第1項第1号ロ及びハに掲げる事項に関する取締役会決議の内容並びに当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明するとともに、下記の方法で監査を実施いたしました。

- ①監査等委員会が定めた監査の方針、職務の分担等に従い、会社の内部統制部門と連携の上、重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行に関する事項の報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。
- ②会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会の決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人仰星監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2022年5月13日

わかもと製菓株式会社 監査等委員会

監査等委員	平	田	晴	久	Ⓔ
監査等委員	渡	邊	俊	夫	Ⓔ
監査等委員	恵	島	克	芳	Ⓔ

(注) 監査等委員渡邊俊夫及び恵島克芳は、会社法第2条第15号及び第331条第6項に規定する社外取締役であります。

以 上

株主総会参考書類

招集通知

事業報告

計算書類

監査報告

株主総会参考書類

第1号議案 定款一部変更の件

1. 変更の理由

「会社法の一部を改正する法律」（令和元年法律第70号）附則第1条ただし書きに規定する改正規定が2022年9月1日に施行されますので、株主総会資料の電子提供制度導入に備えるため、次のとおり当社定款を変更するものであります。

- (1) 変更案第16条第1項は、株主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置をとる旨を定めるものであります。
- (2) 変更案第16条第2項は、書面交付請求をした株主に交付する書面に記載する事項の範囲を限定するための規定を設けるものであります。
- (3) 株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供の規定（現行定款第16条）は不要となるため、これを削除するものであります。
- (4) 上記の新設・削除に伴い、効力発生日等に関する附則を設けるものであります。

2. 変更の内容

変更の内容は次のとおりであります。

(下線は変更箇所)

現 行 定 款	変 更 案
<p><u>(株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供)</u> <u>第16条 当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類、事業報告、計算書類および連結計算書類に記載または表示をすべき事項に係る情報を、法務省令に定めるところに従いインターネットを利用する方法で開示することにより、株主に対して提供したものとみなすことができる。</u></p> <p>< 新 設 ></p>	<p>< 削 除 ></p> <p><u>(電子提供措置等)</u> <u>第16条 当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置をとるものとする。</u></p>

現 行 定 款	変 更 案
<p>< 新 設 ></p>	<p><u>2. 当社は、電子提供措置をとる事項のうち法務省令で定めるものの全部または一部について、議決権の基準日までに書面交付請求した株主に対して交付する書面に記載しないことができる。</u></p> <p>附 則 <u>(株主総会資料の電子提供に関する経過措置)</u> <u>第2条 現行定款第16条の変更は、会社法の一部を改正する法律（令和元年法律第70号）附則第1条ただし書きに規定する改正規定の施行の日である2022年9月1日（以下「施行日」という）から効力を生ずるものとする。</u> <u>2.前項の規定にかかわらず、施行日から6か月以内の日を株主総会の日とする株主総会については、現行定款第16条（株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供）はなお効力を有する。</u> <u>3.本附則は、施行日から6か月を経過した日または前項の株主総会の日から3か月を経過した日のいずれか遅い日後にこれを削除する。</u></p>

第2号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）4名選任の件

本総会終結の時をもって、取締役（監査等委員である取締役を除く。以下、本議案において同じ。）4名全員が任期満了により退任となります。つきましては、取締役4名の選任をお願いしたいと存じます。

なお、本議案につきましては、監査等委員会からすべての取締役候補者について適任である旨の意見を得ております。また取締役の報酬等につきましても、監査等委員会から妥当である旨の意見を得ております。

取締役候補者は、次のとおりであります。

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位、担当 (重要な兼職の状況)	所有する当社の株式数
1	い がらし あらた 五十嵐 新 (1958年11月19日生)	1981年4月 株式会社日本興業銀行（現 株式会社みずほ フィナンシャルグループ） 入行 2005年4月 株式会社みずほコーポレート銀行 クレジットエンジニアリング部長 2008年4月 同行 営業第14部長 2010年5月 当社に入社（理事） 2010年7月 総務・広報部長 2011年4月 経営企画室長兼総務部長 2011年6月 取締役 2012年6月 常務取締役 2014年4月 経営企画室長 2017年10月 経営企画室長兼経理部長 2018年4月 経理部長 2018年6月 管理本部長兼経理部長 2019年6月 専務取締役 2020年4月 管理本部長 2022年4月 代表取締役社長（現在）	44,300株
<p>【選任理由】 2011年に取締役就任後、2012年から常務取締役、2019年から専務取締役、2022年4月から代表取締役社長を務めております。この経営及び前職金融機関での豊富な経験と能力、見識を活かし、当社の企業価値向上を推進する適切な人材と判断し、取締役候補者いたしました。</p>			

候補者 番号	氏 名 (生年月日)	略歴、当社における地位、担当 (重要な兼職の状況)	所有する当社の株式数
2	さとう きみひこ 佐藤 公彦 (1965年9月17日生)	1988年4月 当社に入社 2003年10月 東京医薬部 新薬二課長 2005年4月 札幌営業所長 2008年1月 営業本部 医薬事業部長 2010年4月 東京医薬第一部長 2010年10月 営業本部 医薬事業部長 2013年4月 医薬事業部長(理事) 2014年4月 薬粒事業部長(理事) 2014年6月 取締役 薬粒事業部長 2016年4月 取締役 人事部長 2017年6月 上席執行役員 人事部長 2019年6月 取締役 人事部長 2021年4月 取締役 経営企画室長兼人事部長 2022年4月 取締役 管理本部長兼人事部長(現在)	20,200株
	<p>【選任理由】 2019年より取締役に就任しており、当社の医薬、ヘルスケアの営業及び管理部門と幅広い業務を経験しております。豊富な経験を活かし取締役会意思決定機能の強化に貢献してきたことから、取締役候補者といたしました。</p>		
3	たにがき あきひこ 谷垣 全彦 (1960年7月1日生)	1983年4月 当社に入社 2003年4月 国際部 課長 2004年4月 貿易課長 2011年4月 特約部長 2013年4月 特販事業部長(理事) 2014年6月 取締役 特販事業部長 2015年4月 取締役 特販事業部長兼海外事業戦略部長 2018年10月 取締役 国際事業本部長兼国際営業部長 2019年6月 上席執行役員 国際事業本部長兼国際営業部長 2022年4月 上席執行役員 グローバル事業本部長兼営業企画部長(現在)	17,300株
	<p>【選任理由】 豊富な国際業務経験を通じて、海外のマーケティングに精通しており、部門組織長としての組織マネジメント経験も豊富であります。当社における経営上の意思決定や業務執行を行う豊富な知識・経験等を有することから、取締役候補者といたしました。</p>		

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位、担当 (重要な兼職の状況)	所有する当社の株式数
4	<p>かさい ひろよし 葛西 洋芳 (1968年4月14日生)</p>	<p>1994年 4月 当社に入社 2007年 6月 相模研究所 薬理・安全性研究室長 2012年 4月 医薬開発部長 2014年 1月 医薬開発統括部長 2016年 4月 相模研究所 副所長 2016年 7月 相模研究所 副所長 (理事) 2016年10月 開発統括部医薬事業開発部長 (理事) 2017年 4月 医薬開発統括部長 (理事) 2017年 6月 執行役員 医薬開発統括部長 2019年 8月 執行役員 医薬開発本部長兼医薬開発部長 (現在)</p>	8,900株
<p>【選任理由】 豊富な研究開発業務経験を通じて、医薬品の研究開発全般に精通しており、部門組織長としての組織マネジメント経験も豊富であります。当社における経営上の意思決定や業務執行を行う豊富な知識・経験等を有することから、取締役候補者といたしました。</p>			

- (注) 1. 各候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。
2. 当社は、保険会社との間で会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を締結しており、被保険者である取締役がその職務の執行に関し責任を負うこと又は当該責任の追及に係る請求を受けることによって生ずることのある損害を当該保険契約によって填補することとしております。各候補者が取締役に選任され就任した場合は、当該保険契約の被保険者となります。また、当該保険契約は次回更新時においても同内容での更新を予定しております。

以 上

株主総会会場ご案内略図

会場 東京都千代田区大手町二丁目6番1号
朝日生命大手町ビル24階 大手町サンスカイルーム



交通アクセス

- J R 東京駅 「日本橋口」より徒歩 (約1分)
- 東京メトロ 東西線大手町 「B 6 出口」より徒歩 (約1分)
- 東京メトロ 半蔵門線三越前駅 「B 2 出口」より徒歩 (約3分)

新型コロナウイルス感染拡大防止の関係上、
本年は株主総会にご出席の株主の皆様へのお土産のご用意はございません。
何卒ご理解くださいますようお願い申し上げます。

